平成２９年（フ）第６８号
兵庫県たつの市新宮町新宮172番地
債務者　山口　和子
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２９年（フ）第８１号
山口県宇部市則貞２丁目３番15－102号
ファミール則貞
債務者　木村　光一
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２９年（フ）第１３９号
青森県むつ市仲町10番27号
債務者　工藤　裕貴
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１７７号
青森市篠田３丁目21番２号　Ｋランドシノダ102
債務者　三上　隆真
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１８３号
青森市筒井２丁目10番３号
債務者　高岩　　薫
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第７２４号
神戸市灘区大石東町１丁目２番１－501号
債務者　山本　和代
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２９３号
沖縄県那覇市字小禄213番地　メゾンウエチ202
債務者　仲村渠朝則
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第２９４号
沖縄県那覇市字小禄213番地　メゾンウエチ202
債務者　仲村渠恵美子（旧姓福原・比嘉・宮里）
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第３２５号
沖縄県那覇市字栄原３丁目13番27号　201
債務者　島袋　直美（旧姓赤嶺）
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第１６３５号
愛知県瀬戸市東山町１丁目138番地の28
債務者　大竹　雄也
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７７８７号
東京都板橋区徳丸５丁目33－13　グリーンヒルズ田中Ｂ棟102
債務者　大橋結梨花
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７８２８号
埼玉県所沢市並木８丁目５－４－204
債務者　加藤　真一
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７８３２号
東京都世田谷区砧４丁目31－４－102
債務者　滝川　将人
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７８７１号
東京都足立区千住河原町30－２
債務者　石川　一男
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７８７５号
東京都練馬区石神井台６丁目15－７　第一秋元荘203
債務者　古川清栄こと　呉　　清栄
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７８８４号
東京都豊島区池袋３丁目69－10－201
債務者　横山恵四郎
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７８９４号
東京都葛飾区水元５丁目11－10－202
債務者　吉野　徳義
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部